

**平成 31 年度
兵庫県社会福祉政策への提言**

平成 30 年 8 月

**社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会**

平成 31 年度 兵庫県社会福祉政策への提言にあたって

現在、我が国の社会福祉政策は大きな転換点を迎えようとしています。全世代向けの社会保障制度への転換をうたった「一億総活躍プラン」に基づき、社会福祉の分野においては「地域共生社会」の理念が掲げられ、個人や世帯の多様化・複合化する生活・福祉課題の解決に向けて、住民参加による包括的な総合相談支援体制づくりが進められています。平成 30 年 4 月には改正社会福祉法が施行され、市町域における施策が本格的に展開されることとなりました。今後は、地域住民と多様な主体との連携による地域づくりが一層重要となります。

一方で、福祉の現場においては様々な課題が生じています。特に、住民の安心な暮らしを支えるための福祉人材の確保はさらに厳しさを増しています。将来にわたり、安定的・継続的に福祉サービスを提供していくためには、社会福祉事業従事者の処遇改善や福祉の仕事のイメージアップなど、抜本的で総合的な取り組みが欠かせません。また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域における支え合いを進めるための活動者の不足も深刻な状況です。

このような情勢の中で、兵庫県では県域の地域福祉推進の基盤となる「地域福祉支援計画」を平成 30 年度中に改定することとなっていますが、前回の改定以降、生活困窮者自立支援制度の創設や新しい総合事業・生活支援体制整備事業等の創設を柱とした介護保険法の改正、社会福祉法人の地域における公益的な取組の責務化など、地域福祉を取り巻く情勢動向は大きく変化しています。今回の計画改定を機会として、「地域共生社会」の実現に向けてさらなる地域福祉の推進を図ることが大切となります。

また、平成 30 年度は大阪北部地震・平成 30 年 7 月豪雨災害が発生し、各地で甚大な被害をもたらしました。兵庫県においても、被災地の復興に向けて、関係機関との連携・協働による支援に取り組まれています。南海トラフ地震等の次なる災害に備えるべく、今回の取組内容を十分に検証し、更なる災害支援体制の充実を進めていくことが大切となります。

本提言は、本会の構成員である、市町社協や種別協議会等幅広い関係者から寄せられた意見を取りまとめたもので、福祉現場の課題等を踏まえた切実な提言です。兵庫県の社会福祉政策への反映に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、「地域共生社会」の実現にあたり、市町の役割が一層重視される状況において、市町行政への取組支援の強化についても、重ねてお願い申し上げます。

本会としても県民から期待される役割を発揮するため、兵庫県と連携・協働して地域福祉推進を一層強化してまいりたいと存じますので、引き続きご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 8 月

兵庫県知事

井戸 敏 三 様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会 長 吉 本 知 之

I 重点提言

社会福祉を取り巻く諸課題に適切に対応するため、積極的に取り組んでいただきたい政策課題について、5つのテーマを「提言」として取りまとめました。

提言に掲げた項目は、いずれも福祉現場の課題を踏まえた重要なものばかりですが、その中でも、より切実で優先度が高いと考えられる次の4テーマについて「重点提言」として抽出、整理しましたので、政策化にあたり特段のご配慮をお願い申し上げます。

あわせて、社会保障・税一体改革に基づき、平成31年10月に予定されている「消費税増税」に向けて、増税分を社会保障財源として確実に確保し、地域共生社会づくりに向けた各施策へ充当されるよう、国に働きかけていただくよう重ねてお願い申し上げます。

1 福祉人材確保

(1) 福祉の仕事のイメージアップに向けた広域的な広報の展開

- ・福祉の仕事のイメージアップにつながるよう、マスコミやインターネットを活用した広報、例えば著名人を起用したゴールデンタイムでのスポットCMの放映、SNSでの提供等、インパクトがあり印象に残る広報を展開すること。なお、実施にあたっては、近畿各府県共同で実施した方が経費面を始めとし、スケールメリットを活かせることから、県がイニシアティブを取って各府県に実施を働きかけること。

(2) 外国人介護技能実習生受入れに対する支援

- ・外国人介護技能実習生にとって、兵庫県での実習期間が確実に確保されるよう、送り出し国や日本国内において実習生に対し、日本語や介護技術についての技能を高めるための学習機会や教材の提供などの支援策を講じること。

2 災害時の福祉避難所

(1) 県内すべての社会福祉施設が福祉避難所となれるような施策推進

- ・昨年度策定した「福祉避難所運営・訓練マニュアル」について、各市町における災害時要援護者の避難生活支援の充実につながるよう、市町行政や種別協議会等に対して周知を図ること。
- ・福祉避難所として必要な各種設備（発電機等）や生活用品の備蓄に関する費用補助などの支援制度を創設すること。
- ・福祉避難所に関する情報を地域住民に広く周知するよう、各市町に対して指導すること。特に、各市町において対応に差が出ないよう、災害時要援護者やその家族、民生委員や自主防災組織、支援団体等の関係者に対し周知徹底を図ること。
- ・要援護者が一般避難所に避難した際、適切なアセスメントを行った上で、福祉避難所への誘導や日常生活上の相談支援等の必要な支援が講じられるようにすること

3 地域福祉推進の担い手づくりに 向けた支援策の強化

(1) 地域づくりの担い手支援策の創設

- ・地域づくりの担い手となるシニア層や学生等への働きかけ、セルフヘルプグループ等による当事者の役割の発揮、住民学習を基盤とした地域ボランティアの育成・受け入れ態勢づくりに向けて、医療介護推進基金などを活用して、県独自の支援策や事業を創設すること。

(2) コミュニティワーカーの配置の推進

- ・地域づくりを支援するコミュニティワーカー（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等）の配置を推進し、そのために必要な財源を確保すること。
- ・地域づくりに参画する福祉専門職の養成のための研修の充実を図ること。

4 総合的な権利擁護体制の構築

(1) 「権利擁護支援センター」の県全域での設置

- ・県内 19 市町において設置されている「権利擁護支援センター」がすべての市町域で設置されるよう、未設置の市町に対して助言・指導の強化を図ること。

【権利擁護支援センター等の設置市町等（平成29年度）】

神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三木市・川西市・三田市・篠山市・西播磨地域

(2) 成年後見制度利用促進計画の策定推進

- ・成年後見制度利用促進法により策定が求められている「成年後見制度利用促進計画」について、すべての市町において策定が進められるよう助言・指導を行うこと。

(3) 日常生活自立支援事業の安定的な事業運営に向けた体制強化

- ・認知症高齢者の増加等、日常生活自立支援事業の利用件数の増加が見込まれる中、市町域における権利擁護体制が利用者の実態や地域の特性に合わせて柔軟に構築されるよう、日常生活自立支援事業を市町社協への直接補助とすること。

【日常生活自立支援事業の契約件数】

	平成 28 年度	平成 29 年度
契約件数	1,031 件	1,108 件

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
社会福祉政策委員会**

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL：078-242-4633（代）

FAX：078-242-4153

メール：info@hyogo-wel.or.jp

ホームページ：http://www.hyogo-wel.or.jp/